

令和7年度

倉吉市不妊治療費助成金交付事業のお知らせ

倉吉市では、妊娠・出産を望むご夫婦の経済的負担を軽減することにより、安心して子どもを産み育てることができるように、体外受精及び顕微授精（以下、特定不妊治療という）のうち、保険適用外になる治療(※1)に要した費用の一部を助成します。

(※1) 令和4年4月1日以降の治療より、基本的な治療は全て保険適用されることとなりましたが、治療内容により保険が適用されないものがあります。

倉吉市の助成は、鳥取県の助成への上乗せになりますので、**まずは鳥取県へ申請**してください。

助成対象者

* 次の(1～5)全てに該当する方 

- 1: ご夫婦（事実婚含む）
- 2: 助成金の交付を申請する時において、「夫」若しくは「妻」のいずれか一方または両方が倉吉市に住所を有している
- 3: 医療保険の被保険者または被保険者の被扶養者
- 4: 鳥取県特定不妊治療費助成金交付の決定を受けている
- 5: 市税等の滞納がない

対象となる治療



令和7年4月1日～令和8年3月31日に実施した特定不妊治療

※※助成対象にならない治療※※

- ・ 卵胞が発育しないため又は排卵終了のため中止となったもの
- ・ 採卵準備中、体調不良等により中止となったもの

不妊検査のみ・着床前検査は助成対象外です。鳥取県にお問い合わせください。

助成内容

(表1 参照) 

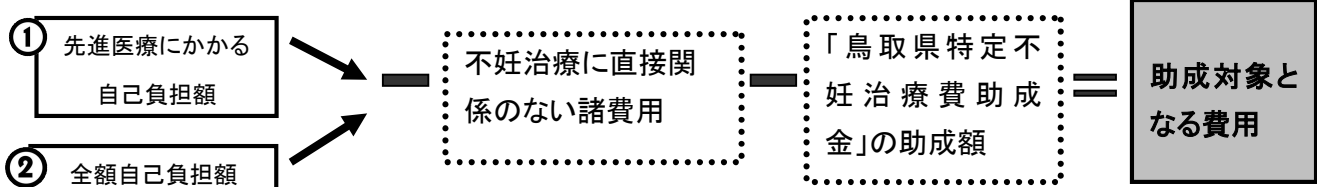
① 保険適用の診療と組み合わせられて実施された先進医療への助成

5万円（治療1回につき）を上限とする

② 自費診療(全額保険適用外)で実施された治療への助成

特定不妊治療に要した経費のうち助成対象となる費用に対し、1年度あたり10万円を上限とし通算して5年度まで助成

【助成対象となる費用の考え方】(表1)



実施医療機関

日本産科婦人科学会ART登録医療機関（鳥取県）

医療機関名	住所	電話番号
タグチＩＶＦレディースクリニック	鳥取市覚寺 63-3	0857-39-2121
鳥取県立中央病院	鳥取市江津 730	0857-26-2271
医療法人社団ミオ・ファティリティ・クリニック	米子市車尾南 2-1-1	0859-35-5212
鳥取大学医学部附属病院	米子市西町 36-1	0859-38-6642
彦名レディースライフクリニック	米子市彦名町 2856-3	0859-29-0159

※県外の医療機関においても、登録されている医療機関であれば対象とします。

申請方法



- 「特定不妊治療費助成金交付申請書兼請求書」に添付書類を添えて提出してください。
- ・「鳥取県特定不妊治療費助成金」の申請書が2枚複写になっていますので、1枚目を県の助成金申請に使用し、2枚目を倉吉市の申請に使用してください。
- （紛失された方は倉吉市のホームページからダウンロードできます）

添付書類



- (1) 鳥取県特定不妊治療助成金交付決定及び額の確定通知書の写し
- (2) 夫及び妻の健康保険情報が確認できるもの（マイナ保険証、資格確認書、資格情報のお知らせ等）
- (3) 医療機関発行が発行した特定不妊治療に係る領収書の写し
- (4) 振込先口座の通帳の写し（申請者名義の通帳）

申請期間



令和7年4月1日～令和8年3月31日

ただし、令和8年2月1日～令和8年3月31日の間に治療が終了した場合は、令和8年6月30日まで申請できます。

↳（そのうち、令和8年4月1日～令和8年6月30日に申請をされた場合は、令和8年度分の助成金として扱います）

●●申請先・お問合せ先●●

倉吉市こども家庭センター すこやか支援係

電話：0858-27-0031

FAX：0858-22-8135

倉吉市堺町二丁目253番地1

（倉吉市役所 第2庁舎2階）

